

生活保護省令

“異例”の抜本修正

厳格化案を改め公布

厚生労働省は18日、

生活保護法に関する省

令を公布した。2月末

に出した省令案は生活

保護の申請要件が厳格

化されると批判されて

いたが、公布された省

令は大きく修正され

た。専門職団体からは

「極めて異例」と驚き

の声が上がった。

厚労省が2月に発表

した省令案は、保護開

始の申請について「申

請書を保護の実施機関

に提出して行う」など

と明記。申請書を提出

することが前提と解釈

できる表現だった。そ

の上で、身体上の障害

で申請書を書けない場

合などを例外扱いとし

た。

これに対し専門職団

体は、国会答弁や付帯

決議に反していると批

判。日本精神保健福祉

士協会、日本医療社会

福祉協会、大阪弁護士

会などが抜本修正を求

めて共同声明を出す事

態となっていた。

厚労省は同日、省令

案に対するパブリック

コメントが1166件

寄せられたと発表。公

布された省令は、これ

までの懸念を払拭する

内容に修正された。身

体障害を例外扱いとす

る表現自体も削除され

た。

厚労省は、省令案は

政府答弁に反する趣旨

ではなかったと弁明。

その一方で、「国会の

政府答弁などでの説明

ぶりにより沿った形で

修正する」との見解を

示した。無用な混乱を

避けたいという。

このほか、申請者の

扶養義務者に対して福

祉事務所が通知する規

定について、国会答弁

では「極めて限定的な

場合に行う」としてい

たのに対し、省令案で

は原則として通知する

表現になっていたこと

も問題視されていた。

省令は、そうした原則

と例外を逆転させる表

現も改まった。

今回決定した省令に

ついて、法律家などで

構成する生活保護問題

対策全国会議は同日、

「運動の大きな成果」

とする声明を出した。

声明は、パブリック

コメントを経て、この

ような抜本的修正が加

えられたことについて

「極めて異例」と指

摘。「生活保護への異

様なバッシングの中で

もあきらめることなく

声を上げ続ければ、政

治も無視することがで

きず、正義が回復され

うることを示した」と

した。